

「計量法」で定められた電力量計の有効期間内の取り替えに関する法令違反について

2016年11月9日

株式会社東光高岳

当社は、東京電力パワーグリッド株式会社殿（以下、東電PG）から、電気の使用量を計測する電力量計について、検定有効期限に伴う取替工事の工事監理業務（計器工事会社への工事付託、工事完了後の検収等）を受託しています。

このたび、当社の神奈川西営業センターにおいて、不適切な業務処理によって有効期限を超過した電力量計が存在することが調査により判明しました。

当該電力量計にて電気を使用されているお客さまならびに東電PGをはじめ、広く社会の皆さまに多大のご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

#### 【不適切な業務処理の概要】

##### ① 内容

電気の使用量を計測する電力量計は、「計量法」で定められた有効期間内に、取替工事を完了するよう当社は監理業務を行っています。ところが当社の担当者が一部の電力量計について、計器工事会社への検定有効期限前の工事付託を怠り、有効期限切れを招いてしまいました。また、当該担当者は、期限超過が発覚しないよう、超過した電力量計について、東電PGに対して虚偽の報告を行っていました。

##### ② 判明の経緯

東電PGから当社の当該担当者に対して、今年の8月から10月にかけて繰り返し問い合わせを受け、当該担当者が明確な回答ができなかったことから、11月1日になって、当該担当者から上司に一連の報告が行われ明らかになりました。

##### ③ 不適切な業務処理がなされた期間と有効期限を超過した電力量計

2015年10月～2016年10月の644個

なお、同様の事象の有無を緊急に全数調査したところ、神奈川西営業センター以外では発生が確認されませんでした。

当該電力量計については、東電PGの指導の下、速やかに適正な電力量計への取替を進めるとともに、今後このような不適切な業務処理が二度と発生することがないように、担当者の業務遂行状況をより詳細に把握するほか、社内チェック体制等の強化や社員への本事例の周知や再教育を実施し、工事監理業務の適正な遂行に全力で取り組んでまいります。

このたびは、当該電力量計にて電気を使用されているお客さまならびに東電PGをはじめ、広く社会の皆さまに多大のご迷惑をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

以上